

徳島市農村環境改善センター減免基準

次の場合は、減免の対象とする。

条例第1条の目的達成に利用する場合であって、使用者が公共団体の場合、公共団体でない場合は、公共団体との共催若しくは後援、協賛がある場合。

また一般利用者のうち、多目的ホールを半面使用する場合は利用料金は半額とする。

減免の判断は別添一覧表のとおりとする。

農村環境改善センター減免基準

使用施設名	使用目的	使用者	使用料	備考
<p>多 目 的 ホ ル</p>	<p>①農業関係講演会 ②福祉関係講演会等 ③農業振興に係る体育大会 ④各種催し物 ⑤農産物等直売 ⑥各農協主体行事</p> <p>各使用目的の定義は別添資料のとおり。</p> <p>但し、その他いろいろな目的でどのような団体或いは組織が利用するときでも、公共機関の共催若しくは後援がある場合は無料とする。</p> <p>また、次の団体が上記③⑥の用途で利用する場合は半額とする。 1. 徳島県農業関係機関 2. 各農協関係部会</p> <p>⑤については、公共機関が主体若しくは協賛、後援の場合以外は半額とする。</p> <p>なお、徳島市職員互助会、徳島市労働組合、その他徳島市職場サークルが利用する場合は減免対象としない。</p>	徳島市農業関係機関	無料	
		徳島県農業関係機関	無料	
		徳島市農協	無料	
		南井上農協	無料	
		徳島市徳島農協	無料	
		経済連	無料	
		各農協関係部会	無料	
		各婦人組織	無料	
		各生活改善グループ	無料	
		徳島市福祉関係機関	無料	
		徳島県福祉関係機関	無料	

農村環境改善センター減免基準

使用施設名	使用目的	使用者	使用料	備考
農業 研 修 室	<p>①農業関係講演会 ②福祉関係講演会等 ③各種会議 ④各種催し物 ⑤農産物等直売 ⑥各農協主体行事</p> <p>各使用目的の定義は別添資料のとおり。</p> <p>但し、その他いろいろな目的でどのような団体或いは組織が利用するときでも、公共機関の共催若しくは後援がある場合は無料とする。</p> <p>また、次の団体が上記⑥の用途で利用する場合は半額とする。 1. 各農協関係部会</p> <p>⑤については、公共機関が主体若しくは協賛、後援の場合以外は半額とする。</p> <p>なお、徳島市職員互助会、徳島市労働組合、その他徳島市職場サークルが利用する場合は減免対象としない。</p>	徳島市農業関係機関	無料	
		徳島県農業関係機関	無料	
		徳島市農協	無料	
		南井上農協	無料	
		徳島市徳島農協	無料	
		経済連	無料	
		各農協関係部会	無料	
		各婦人組織	無料	
		各生活改善グループ	無料	
		徳島市福祉関係機関	無料	
		徳島県福祉関係機関	無料	

各 定 義

- | | | |
|------|---------------|---|
| 使用目的 | ① 農業関係講演会 | <ul style="list-style-type: none">・農政講演会・21世紀の農業に向けて・〇〇氏講演会 |
| | ② 福祉関係講演会 | <ul style="list-style-type: none">・福祉相談・〇〇〇懇談会 |
| | ③ 農業振興に係る体育大会 | <ul style="list-style-type: none">・生産者と消費者の交流運動会等・農協バレーボール等大会・農協各部バレーボール等大会・各スポーツ大会 |
| | ④ 各種催し物 | <ul style="list-style-type: none">・各スポーツ練習・各レクリエーション・青空市, 日曜日等 |
| | ⑥ 各農協主体行事 | <ul style="list-style-type: none">・各部会等営農相談会・〇〇農協総会, 役員会, 営農指導会等 |
| 使用者 | 1. 徳島市農業関係機関 | <ul style="list-style-type: none">・経済部農林水産課・徳島市農業委員会・徳島市農事実行組合連合会・徳島市生活改善グループ・徳島市農業後継者グループ・徳島市婦人組織連絡協議会・徳島市農業農村活性化推進機構・徳島市農林水産業振興協議会・その他徳島市に事務局を置く各団体 |
| | 2. 徳島県農業関係機関 | <ul style="list-style-type: none">・徳島県農林水産部に所属する各課・徳島県農林水産部の各課に事務局を置く各団体 |
| | 3. 各農協関係部会 | <ul style="list-style-type: none">・各農協に所属する各品種の部会・各農協に所属する青壮年部, 婦人部, 後継者グループ |